

市内で頑張る農家たち!!



原田 大輔さん

金谷緑町在住の原田さんは、実家のお茶農家を手伝う傍ら、7月にはとうもろこし、8〜3月にブロッコリー、キヤベツ、カリフラワー、ロマネスコ、人参等の秋冬野菜を約1ヘクタール程栽培し、年間を通じ農業に従事しています。

農家のお父さんの背中を見て育った原田さんは、元々農業に魅力を感じており、当初会社員として働いていましたが、ちょうど10年前に就農するタイミングが訪れました。最初はブロッコリー等を栽培しましたが、害虫や畑の耕土造りに悩まされました。リスク分散も考え、栽培する野菜をえるなど、毎年試行錯誤



を重ね、年中収穫できる体制を整えました。栽培面積についても年々増やし、近隣の荒廃農地を借り上げ、地元の農地再生に貢献しています。今後は時世を読みつつ、効率化をさらに進めていきたいと話してくださいました。

北島 富士男さん

六合地区の東町で営農型太陽光発電に積極的に取り組んでいる北島さん。

北島さんは、4アールの畑で2016年までお茶栽培を行っていましたが、収益が上がりず困っていました。そこで、一時転用許可を受け、農地の上に太陽光パネルを設置し、下部で柿の栽培を手掛けました。営農を続けながら、農業収入に加え売電収入という安定収入を得られることで、長く営農を続けていく。」と話す北島さん。

柿を植栽した当初は、2年生で45センチ程だったものが、6年後の現在は180センチまでに生育しています。

病虫害など大変なこともありましたが、試行錯誤を繰り返して、独自の栽培方法によって徐々に収穫を増やすことができたそうです。



現在、自家消費の他、ジャパソバザールに出荷しています。着実に現実に向かっています。今後の活躍の期待が高まっています。

荒廃農地再生活用 の事例紹介

六合地区の東町では、令和2年から荒廃農地の再生活用として、東町自治会と東町景観クラブが協力し、全仲寺前の土地の所有者の方から10アール程の農地を借り、近隣の農家に草刈りと耕起をお願いし、春は菜の花、夏はひまわり、秋はコスモスの花を咲かせ、四季を通じて景観活動

農地の貸借は適切ですか？

農地を貸借するためには、農地法の許可や利用権の設定をする必要があります。

お互いの口約束で貸借をしている場合、所有者や小作人が亡くなった際、相続した方が貸借の事実を把握できず、トラブルに繋がるケースがあります。

農地の貸借についての相談は
お気軽に農業委員会へ

を実施しています。
農地は地域の宝物です。みんなが故郷の大切な農地を守り、美しい四季折々の景観を楽しみましょう。



○市長との懇談会

令和4年8月に、染谷絹代市長と農業委員会で懇談会を開催しました。
懇談会では、市内の農地の実情や問題点、現在の取り組み

みと今後の将来像、日頃感じている事など様々な事が話し合わせ、市内農地の現状と今後の課題について一層の理解が進みました。



○農地の管理は適切に

農地を宅地や駐車場、山林などに利用する場合は、農地法の許可が必要です。また、資材置場や現場事務所などの一時的な利用についても許可が必要です。許可のない利用は法律違反となり、農地への復元をお願いしたり、罰則が科される 右下(続く)

場合があります。農地の利用方法を变えたい場合には、必ず農業委員会へ申請するようお願いいたします。

また、近年、農業従事者の高齢化や担い手不足等により、遊休農地が増加傾向にあります。農地が耕作されなくなると、雑草・雑木が繁茂し、病害虫の発生原因となったり、有害鳥獣の侵入やゴミの不法投棄の場所となる恐れがあり、周辺農地や近隣住民に多大な迷惑を及ぼします。

農業委員会では、農地法に基づき農地パトロールを行っています。また、遊休農地と思われる農地については、利用意向調査も実施しています。

皆様の所有する農地については、今後も責任を持って適切に管理していただくようお願いいたします。

☆農業委員会総会の日程等はホームページにも掲載しています。